



SANKI News

平成30年度 設備購入に使える補助金事業

内容

- 1 はじめに
- 2 ものづくり補助金
- 3 省エネ補助金
- 4 経営力向上計画
- 5 その他

1. はじめに

今年度も多数の補助金が御座います 設備導入を考えられている方は是非

形式的にはまだ予算案ではありますが、本年度も何千億規模の各種補助が決まっております。経験上、公募開始からの準備では、ほぼ間に合いません。是非この機会に設備入れ替えや新規導入をご検討ください

2. ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

**対象設備：静電塗装機 粉体塗装機 マイクロバブル塗装ブース
クリーンブース 前処理設備 乾燥炉 etc.**

通称 **ものづくり補助金** (1万件予定)

一般型 補助金額 100万～1000万円 補助率 1/2

小規模型 補助金額 100万～500万円 補助率 1/2

→ 200万以上の設備に関して適用できます

メリット：名目をつければ、**どんな設備にも対応可 新設/入替OK**

デメリット：5年間の経過報告が必要

※先端設備等導入計画(仮) or 経営革新計画承認時補助率 2/3 なります

※製造業20名以下の小規模事業者は補助率 2/3 になります(小規模型)

3. 省エネルギー設備の導入～中略～生産性革命促進事業

**対象設備：コンプレッサー 蒸気・温水ボイラ 乾燥炉 etc
ファン/ポンプ/圧縮機(生産設備の部品交換も可)**

通称 **省エネ補助金**

設備単位 補助金額 30万～3000万円 補助率 1/3

→ 90万以上の設備に関して適用できます

工場単位 補助金額 150万～1.5億円 補助率 1/3 or 1/2

メリット：**申請/結果報告が簡単** 申請報告の業者委託も可能

デメリット：**設備入替に限定** 入替設備に規定の省エネ性能が必要

4. 経営力向上計画の認定

対象設備： 静電塗装機 粉体塗装機 等々 生産設備全般

- 優遇措置
- I 新規設備購入時 **固定資産税が3年間 2分の1に減額**
 - II **即時償却 or 法人税10%の税額控除**（取得価額に対して）
 - III もの補や省エネ補等各種補助金への申請時加点がされる

A類 生産性向上設備（要件：①②両方を満たすこと）

- ① 一定期間内に販売されたモデルであること
機械装置10年以内 測定検査工具5年以内 等
- ② 生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備
→ 工業会等関連団体からの証明書が必要

B類 収益力強化設備

- 投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
→ 経済産業局からの確認書が必要

※先端設備等導入計画（仮）と優遇措置が重なりますが、経営力向上計画のほうが簡易と思われます。

補助金適用事例



経営力向上計画申請

固定資産税減免
3年間で約32万円
法人税減免
100万円税額控除

ものづくり補助金

補助金額
1000万円(1/2補助)
先端設備導入計画承認時
1333万円(2/3補助)

※実際は工事費運搬費等々の区分により、投資金額全てが減免対象とならない場合も御座います

5. その他補助金

- ① サービス等生産性向上IT導入支援事業
～ 税務会計・POS・決済・在庫仕入れ管理・顧客管理等のIT化支援
- ② 小規模事業者支援パッケージ事業
～ 広告宣伝・店舗改装・展示会出展・パッケージの開発等々の支援
- ③ 地域未来投資促進法
～ 国が先進性を確認した事業に関して、国税県税市町村税の減免補助等

